

教安第1097号

平成23年12月15日

各県立学校長様

教育振興部学校安全保健課長

学校で飼育している動物の「飼養衛生管理基準」の遵守について（通知）

学校で飼育している動物については、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の感染源となることが危惧されることから、これまでも管理に留意すること等について通知をしてきたところですが、平成23年10月1日に家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」が大幅に見直され、学校で飼育している動物について、定期的な報告が義務付けられました。

については、別添の「学校で飼育している動物の管理者の皆様へ」の内容について留意し、該当がある場合にはその対応に遺漏のないよう願います。

また、本年の報告は12月15日までとなっていますが、できるだけ早く提出してください。

なお、本件に関する問い合わせは、貴地域を所管する家畜保健衛生所へ直接するよう願います。

学校安全保健課保健給食室保健班

担当 主査 須永裕貴

電話 043-223-4092

ファクシミリ 043-225-8419

教 安 第 1 0 9 7 号

平成23年12月15日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長

(公印省略)

学校で飼育している動物の「飼養衛生管理基準」の遵守について（通知）

学校で飼育している動物については、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の感染源となることが危惧されることから、これまでも管理に留意すること等について通知をしてきたところですが、平成23年10月1日に家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」が大幅に見直され、学校で飼育している動物について、定期的な報告が義務付けられました。

については、別添の「学校で飼育している動物の管理者の皆様へ」の内容について留意し、貴管下学校において該当がある場合にはその対応に遺漏のないよう周知・指導等をお願いします。

また、本年の報告は12月15日までとなっていますが、できるだけ早く提出してください。

なお、本件に関する問い合わせは、貴地域を所管する家畜保健衛生所へ直接するよう願います。

千葉県教育庁教育振興部

学校安全保健課保健給食室保健班

担当 主査 須 永 裕 貴

電 話 043-223-4092

ファクシミリ 043-225-8419



畜 第 1 5 8 0 号
平成 2 3 年 1 2 月 8 日

総 務 部 学 事 課 長 様
教育庁教育振興部 学校安全保健課長 様

農林水産部長

学校で飼育している動物の「飼養衛生管理基準」の遵守について（通知）

本年 1 0 月 1 日に家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」が大幅に見直され、対象家畜を 1 頭以上飼養する者に定期的な報告が義務付けられたことから、学校で飼育している動物の管理者向けに別紙のとおりパンフレットを作成しましたので、配布について御協力願います。

千葉県農林水産部畜産課
衛生環境推進室 衛生班
TEL : 043-223-2938

